

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム熊谷店

埼玉県熊谷市新堀字北原九百五十二番十一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 青少年の非行防止対策（従業員（警備員）による施設内の定期的な巡回並びに声かけの実施）への継続的な対応をお願いします。

(2) 計画地1・2は小学校及び中学校の通学路に面しています。車両等の出入口はありませんが、混雑時においては車両の通行が想定されますので、通学中の児童、生徒に対する安全対策をお願いします。

(3) 店舗の設備等の稼働音や荷捌き施設における作業に伴う騒音、夜間照明について、周辺生活環境を損なうことのないよう対策を徹底していただくとともに、荷捌き車両の停車中及び駐車場では、アイドリングストップを励行し、発生苦情については誠実に対応してください。

#### 二 縦覧期間

平成三十年二月二十七日から平成三十年三月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター